

北海道渡島総合振興局告示第13号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第21号のかご漁業について、制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年（2023年）2月3日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業に認可等をすべき漁業者の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格			
かご漁業（ほっけ、そい又はあいなめ）	渡海共第47号共同漁業権漁場区域	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	4隻	20t未満	ア 渡島総合振興局管内に住所を有する者	令和5年(2023年)2月6日から令和5年(2023年)3月6日まで	1	1. この公告に係る許可の有効期間は、令和5年（2023年）4月1日以前の許可は、令和5年（2023年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで、令和5年（2023年）4月2日以降の許可は、許可日から令和8年（2026年）3月31日までとする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和5年（2023年）4月1日以前の認可は、令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで、令和5年（2023年）4月2日以降の認可は、認可の日から1年又は令和8年（2026年）3月31日のいずれか早い日までとする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、渡島総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、渡島総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2) 海中に敷設するかごの数は、160個以内でなければならない。 (3) 使用するかごの網目は、43ミリメートル（結節から結節までの長さ21.5ミリメートル）以上の大きさでなければならない。 (4) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (5) えび類、つぶ類及び次に掲げるものが採捕されたときは、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲幅10センチメートル未満の雄のずわいがに イ 体重3キログラム未満のみずだこ ウ 体長25センチメートル未満のほっけ エ 全長25センチメートル未満のあいなめ (6) 5月1日から10月31日までの間においては、甲幅10センチメートル以上の雄のずわいがにが採捕されたときは、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻さなければならない。 (7) 6月21日から8月20日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻さなければならない。
	渡島西部海域	同上	2隻	同上	同上	同上	2	
	渡島西部海域及び渡海共第55号共同漁業権漁場区域	同上	1隻	同上	同上	同上	3	
	渡島西部海域、渡海共第55号共同漁業権漁場区域及び渡海共第57号共同漁業権漁場区域	同上	6隻	同上	同上	同上	4	

※渡島西部海域：渡海共第67号共同漁業権漁場区域。ただし、松前郡白神岬から正南の線以西の海域に限る。